

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、昭和30年の9,709人から減少傾向が続いており、平成27年の人口は、3,536人となり、昭和30年の1/3にまで減少している。また、年齢3階層別人口・割合の推移をみると、年少人口は昭和40年と比較すると、平成27年では1/3以下に減少し10.5%となっている一方で、老年人口は、昭和40年と比較すると、平成27年では約4倍となっている。生産年齢人口は、50～60%程度で推移していたが、年少人口の減少や団塊世代の高齢化を背景に、平成27年には48.3%となっており、減少傾向である。

産業構造については、産業別就業人口割合の推移をみると、第1次産業は減少傾向が続いており、平成22年には昭和40年の1/3ほどの20.7%となっている。第2次産業は平成22年までは増加傾向で41.6%であったが、以降は減少傾向が続いており、平成22年には29.2%となっている。第3次産業は増加傾向が続いており、平成22年には50.1%となっている。

町内の産業において、人口減少や少子高齢化の影響による人手不足、さらには後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内経済の活力低下が見込まれ、産業や雇用環境の悪化、さらなる人口流出が懸念される。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことにより、業務の効率化を図り、生産性の向上につなげ、町内の経済発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業、製造業、建設業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現することが必要である。したがって、多岐にわたる産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は柳津地区、西山地区と町内広域に多様な業種が立地している。よって、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、製造業、サービス業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現することが必要である。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様であると想定される。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、町税の円滑化及び公平性に配慮する。